

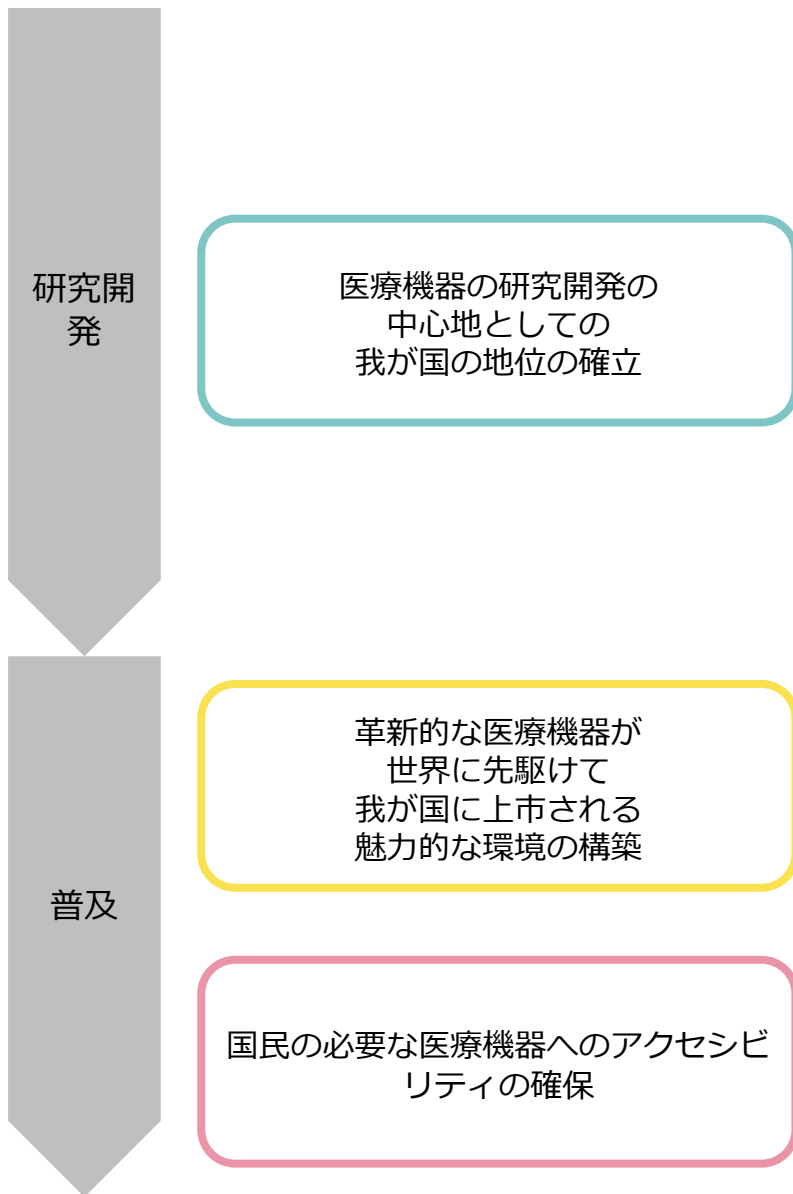
国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画の概要

基本計画の概要

- ✓ 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成26年6月27日公布・施行）に基づく基本計画。第1期基本計画は平成28年5月31日閣議決定。
- ✓ 今回、プログラム医療機器の研究開発の促進や医療機器の安定供給といった新たな論点を取り入れ、第1期基本計画を改定。

第2期基本計画案（概要）

基本方針



【具体的方針】
世界がうらやむ
「人材」、「場所」、
「資金」、「情報」
の充実

【具体的方針】
日本への上市を目指すことに
インセンティブを感じる制度
の構築

【具体的方針】
日本企業による供給可能な医療機器のラインナップ及び供給力の更なる強化

取り組むべき事項

- 医療機器の研究開発の人材の充足
- 医療機器の研究開発の機会と投資対象の充足
- 研究開発に関わる組織・個人の人的なネットワークの充足
- 治験効率を高める人を対象としない評価方法の開発
- 医療情報の研究開発への活用推進
- 重点5分野における研究開発の推進
- 国際展開の推進
- 上市までにかかるコストや時間の最小化
- 投資回収見込みの向上
- 日本の薬事承認の取得により上市が円滑化される国の充実
- 強固な経営基盤・サプライチェーンの構築
- 採算のとれた供給体制の確保
- 個社が対応できない有事に向けた体制構築